

NA&HRコンサルティング社会保険労務士法人(燕市)

- 代表者 代表社員 所長 井上 智玄
- 事業内容 学術研究、専門・技術サービス業
- 労働者数 39人（男性6人、女性33人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 年次有給休暇（以下年休）の年間付与日に対する取得率を平均 70%以上、または取得日数を平均 10 日以上とすることを目標とし、年休の取得状況について実態を把握し、また、計画的な年休取得に向け年休取得計画表の作成や、年休取得についての周知、社内の意識啓発等を行った結果、令和5年12月16日から令和6年12月15日の平均取得率が86%、平均取得日数が12日となり、目標を達成しました。
2. 有期契約労働者を含む全労働者の月平均所定外労働時間を20時間以下とすることを目標とし、所定外労働時間についての実態の把握、作業手順をマニュアル化し、フォロー体制の構築や、所定外労働時間の削減について、管理者の評価項目に設定等を行った結果、令和6年1月から令和6年12月における各月の所定外労働時間が20時間以下となり、目標を達成しました。
3. 計画期間内および計画期間開始前3年以内において配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等をした男性労働者の割合が100%となりました。
4. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合および出産した女性有期雇用労働者に占める育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合がともに100%となりました。
5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、令和4年2月から在宅勤務制度を導入しています。

<事業主からのコメント>



当法人は、事業の継続と発展のため、様々な企業に職場環境改善のご提案を行っています。

自社内でも、子育てと仕事の両立を応援するため、子の看護等休暇を有給で取得できる制度を設け、対象年齢を中学校卒業までに広げました。お子さんの体調不良や行事にも安心して対応できる環境を整え、今後も子育てと仕事の両立をしやすい職場を目指してまいります。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満であること。またはフルタイム労働者のうち、25～29歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
8. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。